

○世羅町建設工事指名業者等選定要綱

平成16年10月1日告示第102号

改正

平成18年4月28日告示第127号
平成18年6月30日告示第168号
平成19年3月30日告示第96号
平成19年5月15日告示第129号
平成20年4月3日告示第110号
平成21年3月31日告示第79号
平成23年3月31日告示第132号
平成25年6月28日告示第165号
平成27年5月28日告示第164号
平成29年5月31日告示第120号
令和元年5月27日告示第104号
令和2年6月1日告示第178号
令和3年5月31日告示第139号
令和3年5月31日告示第139号
令和5年5月25日告示第129号

世羅町建設工事指名業者等選定要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町が発注する建設工事の請負契約を締結する場合の競争入札に参加する者及び随意契約の相手方とする者の選定等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するものをいう。

2 この告示において、「建設業者」とは、建設業法第2条第3項に規定する者をいう。

3 この告示において「指名業者」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の12第1項の規定により指名した建設業者をいう。

(指名競争入札の参加者の資格)

第3条 政令第167条の11第2項の規定による資格は、町に対して建設工事入札参加資格審査申請書を提出した建設業者につき、入札参加を希望する業種ごとに、町長が建設工事等指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に諮って審査し、決定する。

(点数の付与)

第4条 前条の審査は、客観的事項及び主観的事項のそれぞれについて、客観数値及び主観数値として点数を算出し、両点数を合計して総合数値を付与するものとする。

2 前項の客観的事項に係る点数は、広島県等が行う建設業者の経営に関する事項の審査（以下、「経審」という。）結果における、業種ごとに算出された総合評定値とする。

3 第1項の主観的事項に係る点数は、別に定める方法による。

(格付)

第5条 第3条の規定により決定した建設業者のうち、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事及び解体工事の業種については、前条の規定に基づく数値により格付を付する。ただし、新規に格付される建設業者は、新たに格付を付した日から町との施工実績ができるまで最下位の格付とする。

2 前項の格付は、別表第1による。

(資格者名簿)

第6条 町長は、第3条の規定による資格審査を行ったときは、その結果に基づき、町建設工事入札参加資格者名簿を作成する。

(格付を付する建設工事の指名業者の選定基準)

第7条 土木一式工事、建築一式工事、舗装工事及び解体工事について、指名競争入札に付そうとする場合の指名業者の選定に当たっては、次条から第13条までの規定によるものとする。

(資格者)

第8条 指名業者は、第6条に規定する資格者名簿に記載されている建設業者（以下「資格者」という。）のうちから選考するものとする。

(業種)

第9条 指名業者は、別表第3に掲げる建設工事の種類資格審査を受けた資格者の

うちから選定するものとする。

(標準発注金額)

第10条 指名業者の選定に当たっては、原則として、当該建設工事の種類に応じ、別表第2に掲げる請負対象設計金額欄の区分に対応した当該格付欄に掲げる格付を有する資格者から選定するものとする。

(勘案事項)

第11条 指名業者の選定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に勘案して行わなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状態
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 当該建設工事に対する地理的条件
- (5) 手持工事状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適性
- (7) 安全管理及び労働福祉の状況
- (8) 当該工事施工についての経験
- (9) 技術者の状況
- (10) 工事に係る設計業務等の受注者との関係性
- (11) 工区設定の状況

(指名業者の数)

第12条 選定する指名業者の数は、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事については5人以上、解体工事については3人以上を原則とする。

(選定基準の例外)

第13条 緊急を要する災害復旧工事及び維持工事、特別の技術を要する建設工事、共同施工により施工する建設工事その他特別の理由がある場合は、第10条及び前条の規定にかかわらず、当該建設工事に必要な指名業者を選定することができる。

(格付を付さない建設工事の指名業者の選定基準)

第14条 土木一式工事、建築一式工事、舗装工事及び解体工事を除く他の建設工事について、指名競争入札に付そうとする場合の指名業者の選定については、第8条及び第11条から前条までの規定を適用する。

(業種)

第15条 前条の建設工事の指名業者は、別表第3に掲げる建設工事の種類資格審査を受けた資格者のうちから選定するものとする。

(随意契約の相手方の選定基準)

第16条 土木一式工事、建築一式工事、舗装工事及び解体工事について、政令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約による場合の相手方は、第8条及び第11条の規定を適用して選定する。

2 土木一式工事、建築一式工事、舗装工事及び解体工事を除く他の建設工事について、政令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約による場合の契約の相手方は、第8条、第11条の規定を適用して選定する。

(特別選定基準)

第17条 政令第167条の2第1項第7号の規定に基づく随意契約にあつては、前条の規定によるほか、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがある資格者があるときは、当該資格者を相手に選定するものとする。

2 政令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定に基づく随意契約にあつては、前条によるもののほか、原則として当該競争入札に参加した者のうちから相手方を選定するものとする。

(指名業者の選定)

第18条 建設工事主管課長は、建設工事を指名競争入札に付そうとするときは、指名しようとする建設業者等を指名業者選定依頼書（以下「選定依頼書」という。）に記入して副町長に提示するものとする。

2 副町長は、前項の規定による審査伺を受理したときは、選定委員会に諮り、指名業者を選定するものとする。

(指名業者の決定)

第19条 町長は、前条第2項の選定の結果をしん酌して指名業者を決定するものとする。

(その他)

第20条 この告示に定めるものを除くほか、指名競争入札に参加する者の資格の審査並びに指名業者及び随意契約の相手方とする者の選定等について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成18年4月28日告示第127号）

この告示は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成18年6月30日告示第168号）

この告示は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第96号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月15日告示第129号）

この告示は、平成19年5月15日から施行する。

附 則（平成20年4月3日告示第110号）

この告示は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第79号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第132号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日告示第165号）

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成27年5月28日告示第164号）

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成29年5月31日告示第120号）

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和元年5月27日告示第104号）

この告示は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和2年6月1日告示第178号）

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和3年5月31日告示第139号）

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和5年5月25日告示第129号）

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

業種 格付	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	解体工事
A	900点以上	900点以上	800点以上	700点以上
B	800点以上 900点未満	700点以上 900点未満	700点以上 800点未満	700点未満 600点以上
C	700点以上 800点未満	500点以上 700点未満	500点以上 700点未満	600点未満 500点以上
D	500点以上 700点未満	500点未満	500点未満	500点未満
E	500点未満			

別表第2（第10条関係）

業種 格付	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	解体工事
A	全ての工事	全ての工事	全ての工事	全ての工事
B	0から 8,000万円未満	0から8,000万 円未満	0から 5,000万円未満	0から 5,000万円未満
C	0から 5,000万円未満	0から 5,000万円未満	0から 3,000万円未満	0から 3,000万円未満
D	0から 3,000万円未満	0から 500万円未満	0から 500万円未満	0から 500万円未満
E	0から			

	500万円未満			
--	---------	--	--	--

別表第3（第9条、第15条関係）

建設工事の種類
土木一式工事
プレストレストコンクリート工事
建築一式工事
大工工事
左官工事
とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事
石工事
屋根工事
電気工事
管工事
タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事
鋼橋上部工事
鉄筋工事
舗装工事

しゅんせつ工事
板金工事
ガラス工事
塗装工事
防水工事
内装仕上工事
機械器具設置工事
熱絶縁工事
電気通信工事
造園工事
さく井工事
建具工事
水道施設工事
消防施設工事
清掃施設工事
解体工事